



遊漁規則変更申請書

28 佐漁発第 27 号
平成 28 年 4 月 11 日

長野県知事 阿部守一 様

佐久市野沢 325 番地
佐久漁業協同組合
代表理事組合長 竹内



平成 25 年 12 月 6 日付長野県指令 25 園畜第 903 号 2 で認可のあった内共第 1 号第 5 種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、下記の関係書類を添えて申請いたします。

記

【 添付書類 】

1. 変更の理由書
2. 新旧対照表
3. 通常総代会議事録 (写し)

以上

遊漁規則変更の理由書

1 禁止区域

第5条2項(3)

・現在、内山川の禁止区域は「初谷橋」より上流域としているが、イワナ、ヤマメの稚魚の保護と増殖のため、禁止区域の下流の起点を現在より下流の「苦水橋」とし、禁止区域を拡大するものである。

第5条2項(4)

・現在、志賀川支流の香坂川では、その禁止区域が「香坂川ダム堤」より上流域としているが、イワナ、ヤマメ等の稚魚の保護と増殖のため、禁止区域の下流の起点を、現在より下流の志賀川の「潜岩橋」とし、志賀川の一部を含めて禁止区域を拡大するものである。

2 遊漁料の額及び納付の方法

第7条1項(1)

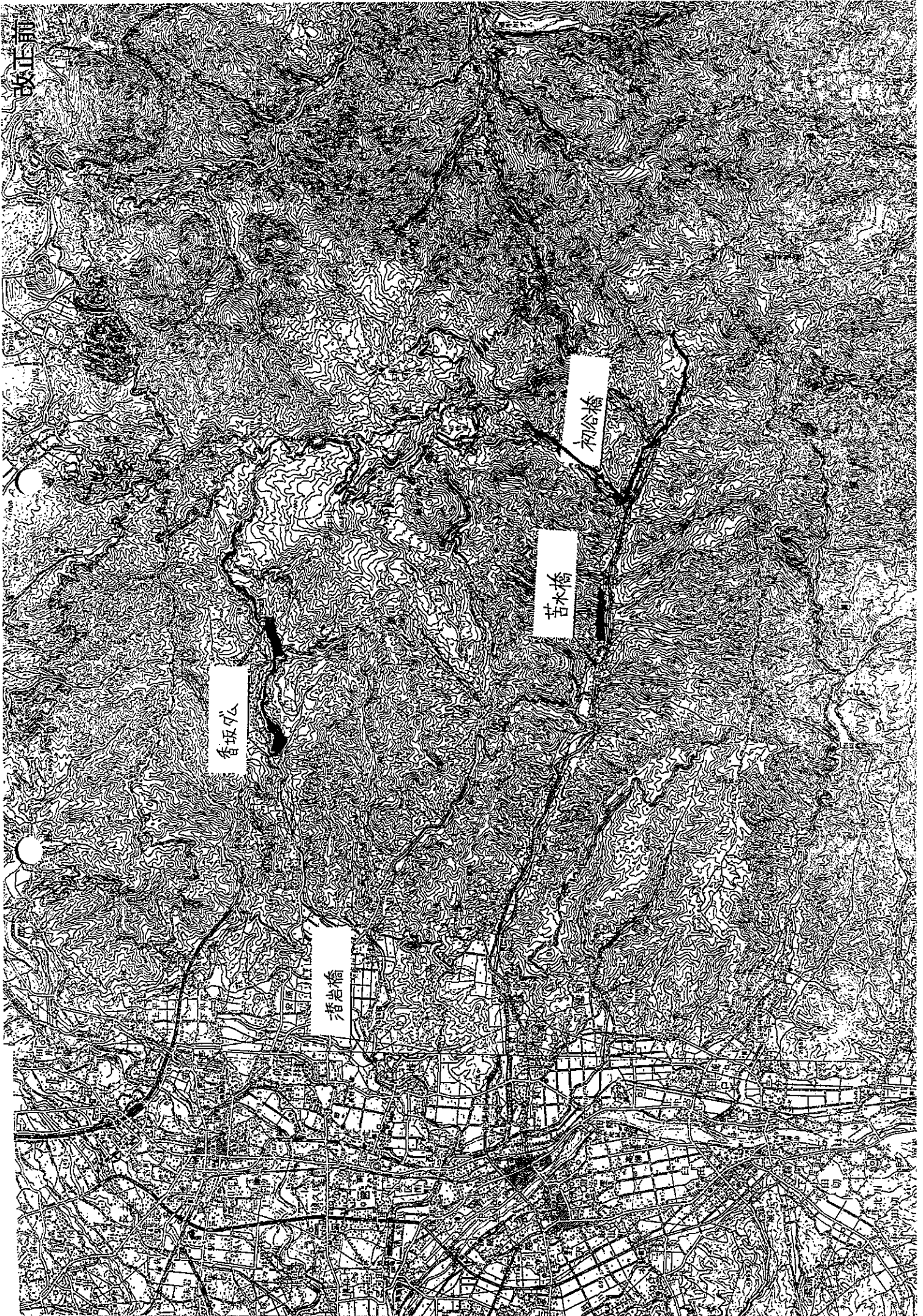
・冬期間のにじます釣り場において年々遊漁料収入が減少する中で、採算の取れる事業とするため、シーズン券を新たに設けて遊漁料を徴収したい。

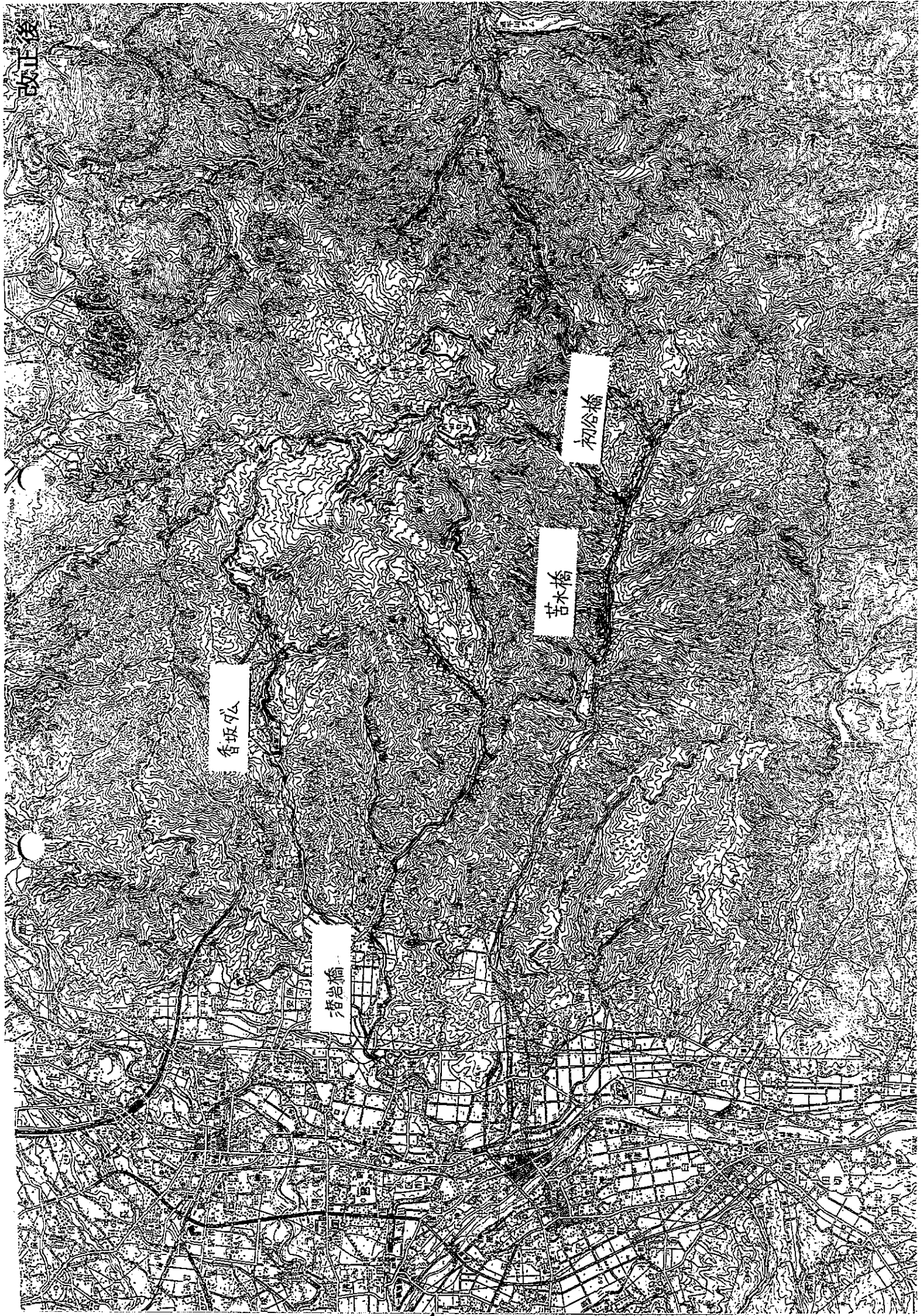
・本組合では、イワナ、ヤマメが禁漁となる10月1日から翌年2月15日までの間、ニジマスについて10月第2土曜日から2月15日まで遊漁を可能とした。その間、組合は定期的にニジマスを放流しているが、現行では、日釣り券購入者にはその都度遊漁料を支払っていただいているものの、1年券購入者にとっては新たな負担がなく遊漁が可能となっている。そこで、従来の1年券について、ニジマスにとってはその有効期間を2月16日から9月30日までに限定し、10月第2土曜日から2月15日までの間は新たなシーズン券を設けるものである。

3 漁場監視員

第10条2項

・腕章と帽子の両方で行っていたが、遊漁者から見た場合、帽子の方が分かり易いことと、経費節減のため。





第9号議案 遊漁規則の一部変更について

第5種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

改正案		現行	
<p>(禁止区域)</p> <p>第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。</p> <p>2 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、投網をしてはならない。</p>		<p>(禁止区域)</p> <p>第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。</p> <p>2 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、投網をしてはならない。</p>	
<p>ア 区域</p> <p>(1)抜井川 佐久穂町池の尾橋より上流域とする。</p> <p>(2)雨川 小海線鉄橋より上流域とする。</p> <p>(3)内山川 笠水樋より上流域とする。</p> <p>(4)香坂川 志賀川との合流点より上流域とする。</p> <p>(5)志賀川 潜岩橋より上流域とする。</p> <p>(6)湯川 御代田露切橋より上流域とする。</p> <p>(7)千曲川 千曲川野次橋上流堰堤より下流佐久大橋までとする。</p>		<p>ア 区域</p> <p>(1)抜井川 佐久穂町池の尾橋より上流域とする。</p> <p>(2)雨川 小海線鉄橋より上流域とする。</p> <p>(3)内山川 初谷樋より上流域とする。</p> <p>(4)香坂川 香坂川ダム堤より上流域とする。</p> <p>新設</p> <p>(5)湯川 御代田露切橋より上流域とする。</p> <p>(6)千曲川 千曲川野次橋上流堰堤より下流佐久大橋までとする。</p>	
<p>イ 期間</p> <p>周年</p>		<p>イ 期間</p> <p>周年</p>	
<p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第7条 第2条第4項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、700円を加算した額とする。</p> <p>(1) 竿釣による遊漁の場合</p>		<p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第7条 第2条第4項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、700円を加算した額とする。</p> <p>(1) 竿釣による遊漁の場合</p>	
魚種	承認期間	承認期間	遊漁料
あゆ	1日	1日	2,200円
	1年	1年	13,000円
	1日	1日	1,300円
あゆ以外の魚種	10月第二土曜日から翌年2月15日まで (にじますに限る)		3,500円
	1年	1年(新設)	6,500円
(にじますにあつては、2月16日から9月30日)		1年(新設)	6,500円